

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第12号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																								
別表第6 初任給基準表（第11条関係） ア～カ [略] キ 医療職給料表（2）初任給基準表 <table border="1"><thead><tr><th>職種</th><th>試験</th><th>学歴免許等</th><th>初任給</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">薬剤師</td><td rowspan="2"></td><td>大学6卒</td><td><u>2級15号給</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">獣医師</td><td rowspan="2"></td><td>大学6卒</td><td><u>2級15号給</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> [略] ク [略]	職種	試験	学歴免許等	初任給	薬剤師		大学6卒	<u>2級15号給</u>	[略]		獣医師		大学6卒	<u>2級15号給</u>	[略]		[略]				別表第6 初任給基準表（第11条関係） ア～カ [略] キ 医療職給料表（2）初任給基準表 <table border="1"><thead><tr><th>職種</th><th>試験</th><th>学歴免許等</th><th>初任給</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">薬剤師</td><td rowspan="2"></td><td>大学6卒</td><td><u>2級19号給</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">獣医師</td><td rowspan="2"></td><td>大学6卒</td><td><u>2級19号給</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> [略] ク [略]	職種	試験	学歴免許等	初任給	薬剤師		大学6卒	<u>2級19号給</u>	[略]		獣医師		大学6卒	<u>2級19号給</u>	[略]		[略]			
職種	試験	学歴免許等	初任給																																						
薬剤師		大学6卒	<u>2級15号給</u>																																						
		[略]																																							
獣医師		大学6卒	<u>2級15号給</u>																																						
		[略]																																							
[略]																																									
職種	試験	学歴免許等	初任給																																						
薬剤師		大学6卒	<u>2級19号給</u>																																						
		[略]																																							
獣医師		大学6卒	<u>2級19号給</u>																																						
		[略]																																							
[略]																																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																																									

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年4月1日以後に新たに職員（この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第6に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の学歴免許等欄の「大学6卒」の区分の適用を受ける薬剤師及び獣医師に限る。）となり、その者の号給の決定について改正後の規則第13条第1項及び第14条の規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下「採用日」という。）から、改正後の規則第13条第1項及び第14条の規定による号給の号数から改正後の規則第11条第1項の規定による号給（改正後の規則第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4で除して得た数を年月数（1未満の端数があるときは、これに12を乗じて得た数を月数として換算する。）として遡った日が次の表の左欄の区分に掲げる期間に該当することとなるものの採用日における号給は、改正後の規則第13条第1項及び第14条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給を基礎として、昇給等の規定を適用した場合に採用日に受けることとなる号給とする。

区 分	職務の級及び号給
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	2級18号給
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	2級17号給
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	2級16号給
平成24年4月1日から平成28年3月31日まで	2級15号給